

令和2年9月10日

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について

令和2年7月21日付で、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「本促進区域」という。）が指定され、今後、法第13条に基づき、本促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を選定するための公募（以下「本公募」という。）が実施される予定です。

本促進区域の指定に当たっては、法第8条第2項に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣が調査を行ったところですが、事業者において本公募への参加及び公募占用計画における提案内容を検討する際には、当該調査によって得られた情報（以下「本情報」という。）を参照することが有用と考えられるため、法第4条第2項も踏まえ、今般、本公募への参加を検討している事業者に対し、本情報を提供することとします。

本情報の提供を受けることを希望する事業者は、以下で定めるところに従い、本情報の提供申請を行って下さい。

1 申請の受付期間

令和2年9月10日（木）から本公募の受付終了日（本公募に係る公募占用指針で定める公募占用計画の提出締切日）まで

2 本情報の内容

(1) 風況・海象等の調査の結果

項目	内容	
気象	風況【注】	年平均風速、風速分布・風向分布、乱流強度、極値風速等
海象	潮汐	潮汐変化、最高／最低静水位等
	波浪	有義波高・波のピーク周期等
海底	海底形状、海底人工物、海底面下の土層構造等（音波探査・土質調査）	

【注】申請の受付開始時点では暫定的な調査結果であるが、その後情報収集を継続した上で情報を追完した内容を提供する予定（「一般海域における占用公募制度の運用指針」p. 14～15 参照）。

(2) 系統に係る契約等の情報

本公募は、系統を確保し、これを本公募へ活用することを希望した事業者（以下「系統提供事業者」という。）が確保した系統容量を活用することを前提に実施するため、当該事業者から提供を受けた下表の情報を提供する。また、本情報提供を受けた者は、事業計画を検討する為に、それぞれの事業者の責任の下で、出力規模の変更等が可能か否かについて、接続検討申込みを行うことで一般送配電事業者に確認することが可能である。なお一般送配電事業者に接続検討申込みを行う際は、本公募に基づく申込みであることが分かるように、接続検討申込書に対象事業者である旨を確認できる書類（経済産業省及び国土交通省から情報の提供を通知した書面等）を添付すること。

項目	内容
系統に係る契約等の情報	系統提供事業者から提供を受けた接続検討回答書のうち、下記を除いた情報 ①単機あたりの発電機情報及び基数、変圧器の情報 ②力率の情報 ③三相短絡容量計算書の情報
承継が義務付けられる資産等の承継価格を算出するために必要な情報	系統提供事業者が一般送配電事業者に対して支出した実費（工事費負担金等）及びその支払日、未払の工事費負担金の額等
承継する系統容量に付随する事業資産等の情報	発電事業者が自己の責任で敷設する自営線や、海底ケーブルの敷設状況等に関する情報等（各事業者により容易に異なる選択肢を選択し得ると考えられるもの等を除いたもの）

3 本情報提供を受けるための申請要件

本情報は、本公募への参加及び公募占用計画の提案内容の検討のために情報を提供するものであることを踏まえ、本情報の提供申請ができる事業者は、以下の要件をいずれも満たす事業者とする。

なお、コンソーシアムにより本公募への参加を希望する場合には、コンソーシアムを構成する全ての事業者につき以下の要件を満たす必要があることに留意すること。

- (1) 本公募への参加を検討していること
- (2) 本情報は本公募へ参加する目的でのみ使用することとし、下記4で定める本情報の取扱いに係る留意事項を遵守する旨の誓約書を提出すること

(3) 「一般海域における占用公募制度の運用指針」の「別紙 参加資格」のうち、
本公募の開始前に確認可能である要件（「申請者に国内外における風力発電の設置
及び運営実績があること」を除く。）として【別紙】「情報提供を受けるための申
請要件」に掲げる要件を満たしていること

なお、SPC 等の事業体を申請者とする場合には、当該事業体の議決権を有し、
事業実績（【別紙】(1) (2) の評価対象となる企業についても、【別紙】「情報提
供を受けるための申請要件」に掲げる各要件（【別紙】(1) ①を除く。）を満たす
必要がある。

4 本情報の利用条件

本情報の提供を受けることを希望する事業者は、本情報の取扱いに関し、以下の
(1)～(3)の利用条件を遵守しなければならない。

本情報の提供を受けた事業者がこれらの条件に違反した場合には、当該事業者に
おける応募は無効とし、選定事業者の選定及び公募占用計画の認定の取消しの対象
となるほか、一定の期間、法に基づく公募（本促進区域以外の海域における公募も
含む。）の参加資格の停止措置を講じる場合がある。

(1) 本情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

本情報は、いずれも本公募への参加及び公募占用計画の提案内容の検討に利用
する目的でのみ使用することを前提に提供するものであるため、守秘義務対象情
報とし、上記の目的外での本情報の利用や、後記(2)で定める場合以外の本情報の
第三者への提供は禁止する。

本情報の提供を受けることを希望する者は、【様式 1】「守秘義務対象情報の取
得資格審査申請書」及び【様式 2】「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出しな
ければならない（コンソーシアムで申請する場合は、守秘義務の遵守に関する誓
約書をそれぞれが作成し、まとめて提出すること）。

(2) 予定協力企業等に対する本情報の提供

上記(1)にかかわらず、本情報の提供を受けた事業者は、当該事業者による公募
占用計画の提案の検討への支援・協力を目的とした関心を有する者（以下「予定
協力企業等」という。）に、本情報を提供することができる。

予定協力企業等に本情報を提供する場合には、【様式 3】「第二次被提供者の名
称等」及び当該予定協力企業等が作成した【様式 2】「守秘義務の遵守に関する誓
約書」を提出しなければならない。

(3) 本情報の破棄

本情報の提供を受けた事業者が、本公募に参加しなかった場合又は本公募によ
り選定事業者に選定されなかった場合には、選定結果が公表された日から 1 ヶ月
以内に、本公募により選定事業者に選定された場合には、本促進区域の占用が終
了した日から 1 ヶ月以内に、または法第 20 条に基づき他者に地位を承継する場
合には承継した日から 1 ヶ月以内に、提供された本情報に係る印刷物等（情報提

供された印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含む
がこれに限らない。) を破棄した上で、下記 6 の書類の提出先に、【様式 4】の
「守秘義務対象情報の破棄に関する報告書」を提出しなければならない。

5 申請に必要な書類

本情報の提供申請に必要な書類は、以下のとおり。

・【様式 1】秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る守秘義務対象情報の提供を受けるための申請書（※1）

・【様式 2】守秘義務の遵守に関する誓約書（※2）

・【様式 5】実績を証する書類（※3）

・【様式 6】関心表明書（※4）

・事業実施のための資金的裏付けがあることを証する書類（※5）

－【様式 7】金融機関の関心表明及び実績

又は

－事業者名義の誓約書（様式自由）

・上記書類に記載の添付書類

※1 本情報の提供申請に係る事業者が必要事項を記載し、記名捺印したもの。コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの全ての構成員の記名捺印が必要。

※2 コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの全ての構成員がそれぞれ作成した誓約書が必要。

※3 【別紙】情報提供を受けるための申請要件（1）②の条件を満たす実績を記載すること。

※4 【別紙】情報提供を受けるための申請要件（1）②の条件を満たす実績について、申請者又はコンソーシアムの構成員以外の実績を考慮する場合にのみ作成する。

※5 【別紙】情報提供を受けるための申請要件（1）③の条件を満たすことを証するための書類。

(予定協力企業等に本情報を提供する場合)

上記の書類に加え、以下の書類の提出が必要。

・【様式 2】守秘義務の遵守に関する誓約書（※）

※ 当該予定協力企業等が記載し、記名捺印したもの。

・【様式 3】第二次被提供者の名称等

・【様式 2】に押印された印鑑の印鑑証明書（※）、【様式 3】に記載の添付書類

※ 印鑑証明書を取得することが困難な場合には、記名捺印ではなく署名によることができる
こととし、その際には、印鑑証明書に代えて署名証明書（様式不問。直近 3 ヶ月以内。以下同じ。）を添付すること。

6 書類の提出先

本情報の提供申請を行う場合その他必要書類を提出する場合には、当該書類を作成又は取得・添付の上、下記の宛先・アドレス宛に電子メールで送付すること。

【宛名】

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課「再エネ海域利用法制度」担当 宛

【メールアドレス】

(経済産業省) noshiromitaneoga-koubo@meti.go.jp

(国土交通省) hqt-akitanoshiromitaneoga-koubo@gxb.mlit.go.jp

※ 件名に、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供申請について」と記載。

※ 電子メールの提出が難しい場合は、下記住所まで郵送可（期限必着）

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

(国土交通省港湾局海洋・環境課)

7 本情報の提供申請に対する回答

前記6のとおり提出書類を添付の上で、本情報の提供申請があった日の翌日から、原則として10営業日以内に情報提供の可否及び情報提供が可能な場合には情報提供の方法について電子メールで回答する。

提出書類に不備がある場合や、提出書類によっても上記3の情報提供を受けるための申請要件を満たすことが確認できない場合には、本情報を提供しない。

なお、本情報の提供申請が非常に多数にわたる場合などには、回答が遅れる場合があるため、余裕をもって申請を行うこと。

【別紙】 情報提供を受けるための申請要件

(1) 申請者が、次のいずれにも該当する者であること

- ① 国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当すること）
- ② 国内外における海洋土木工事の実績（国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しうんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事で、本情報の提供の申請日前 10 年以内に行われた実績に限る。）があること【様式 5】（申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む。なお、協力企業を活用する場合は、当該企業の関心表明書【様式 6】を提出すること）
- ③ 事業実施のための資金的裏付けがあること
(プロジェクトファイナンスを利用する予定の場合)
金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績及びLOI等があること【様式 7】
(自己資金による予定の場合)
以下の内容が記載された事業者名義の誓約書があること（様式自由）
 - ⑦ 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
 - ① また、外部からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続

(2) 申請者及び第二次被提供者が、本情報の提供申請日から情報の提供を受ける時点までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと）

- ① 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ② 法人であって、その役員のうち①に該当する者があるもの
- ③ 次のいずれにも該当しない者
 - イ) 次の申立てがなされている者
 - a 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - b 会社更生法第 17 条に基づく更正手続開始の申立て
 - c 民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立て
 - ロ) 経済産業省及び国土交通省により、現に指名停止措置を受けている者
 - ハ) 協議会に参加している都道府県及び市町村から現に指名停止措置を受けている者
- ニ) 法人税の滞納者
- ホ) 次に該当する者
 - a 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
 - b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - f 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
- ト) 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から現に参加資格を認めないこととされている者
- a 法第21条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取消しを受けた者
 - b 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者に自らが確保した系統を承継しなかった者
 - c 公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者
 - d その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者